
介護報酬の算定構造（案）

介護報酬の算定構造(案)

平成 15年 1月

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造	
1 訪問介護費	1
2 訪問入浴介護費	1
3 訪問看護費	2
4 訪問リハビリテーション費	2
5 居宅療養管理指導費	2
6 通所介護費	3
7 通所リハビリテーション費	4
8 短期入所生活介護費	5
9 短期入所療養介護費	
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費	6
ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	6
ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費	7
ニ 老人性痴呆疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費	7
ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費	7
(ヘ 介護力強化病院における短期入所療養介護費)は削除	
10 痴呆対応型共同生活介護費	8
11 特定施設入所者生活介護費	8
12 福祉用具貸与費	8
II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造	
居宅介護支援費	9
III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造	
1 介護福祉施設サービス	10
2 介護保健施設サービス	12
3 介護療養施設サービス	12
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス	12
ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス	13
ハ 老人性痴呆疾患療養病床を有する病院における介護療養施設サービス	14
(ニ 介護力強化病床を有する病院における介護療養施設サービス)は削除	
4 食事の提供に要する費用の額	15

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注 身体介護の(1)～(3)に 引き続き生活援助を行っ た場合	注 3級訪問介護員により行 われる場合	注 2人の訪問介護員等によ る場合	注 夜間又は早朝の場合、 若しくは深夜の場合	注 特別地域訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 30分未満 (〇〇単位)	30分を繰りこぎに +〇〇単位	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)					
	(3) 1時間以上 (〇〇単位)+30分を繰りこぎに +〇〇単位					
ロ 生活援助	(1) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)	30分を繰りこぎに +〇〇単位	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100
	(2) 1時間以上 (〇〇単位)+30分を繰りこぎに +〇〇単位					
ハ 通院等乗車 介護	(1回につき) 〇〇単位					

〔 〕 : 特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場 合	注 全身入浴が困難で、擦 拭又は部分浴を実施し た場合	注 特別地域訪問入浴介護 加算
訪問入浴介護費 (1回につき 〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇/100

〔 〕 : 特別地域訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2. 網掛け部分の説明

- 〔 〕 : 10月30日付事務連絡での算定構造の見直し部分
- 〔 〕 : 1月時点での算定構造の見直し部分(10月事務連絡からの変更部分)

3 訪問看護費

基本部分		注		注	注	注	注
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 30分未満 (〇〇単位)	× 〇〇 / 100	准看護師の場合	夜間又は早期の場合、若しくは深夜の場合 夜間又は早期の場合 + 〇〇 / 100 深夜の場合 + 〇〇 / 100	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)		指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士の場合				
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)		イ(2)の所定単位数を算定				
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 30分未満 (〇〇単位)	× 〇〇 / 100					
	(2) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)						
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						
					+ 〇〇 / 100	1月につき + 〇〇単位	1月につき + 〇〇単位
						1月につき + 〇〇単位	死亡月につき + 〇〇単位

： 特別地域訪問看護加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注
訪問リハビリテーション費 (1日につき 〇〇単位)	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合	退院：退院後6ヶ月において、訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションを実施した場合
		1日につき + 〇〇単位

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (〇〇単位)	特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (〇〇単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 医療機関の薬剤師の場合(月2回を限度) (〇〇単位)	+ 〇〇単位
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度) (〇〇単位)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度) (〇〇単位)		
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度)	(1) 1月の1回目の場合 (〇〇単位)	
	(2) 1月の2回目以降の場合 (〇〇単位)	

6 通所介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注										
通所介護費	イ 単独型通所介護費	(1) 3時間以上 4時間未満	要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100	利用者数が利用定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	8時間以上9時間未満の場合：×〇〇単位 9時間以上10時間未満の場合：×〇〇単位	車従の機能訓練指導員を配置している場合	食事提供体制を確保している事業所において、食事の提供を行うこととなっている場合	利用者に対して送迎を行う場合	入浴介助を行った場合、当該基準の区分に従い加算									
		(2) 4時間以上 6時間未満	要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)																
		(3) 6時間以上 8時間未満	要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)																
		ロ 併設型通所介護費	(1) 3時間以上 4時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100							
			(2) 4時間以上 6時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)								
			(3) 6時間以上 8時間未満								要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)								
	ハ 痴呆専用単独型通所介護費	(1) 3時間以上 4時間未満	要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)								×〇〇/100		8時間以上9時間未満の場合：×〇〇単位 9時間以上10時間未満の場合：×〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	片道につき +〇〇単位	通所介護入浴介助加算 1日につき +〇〇単位		
		(2) 4時間以上 6時間未満	要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)																
		(3) 6時間以上 8時間未満	要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)																
		ニ 痴呆専用併設型通所介護費	(1) 3時間以上 4時間未満															要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)	×〇〇/100
			(2) 4時間以上 6時間未満															要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)	
			(3) 6時間以上 8時間未満															要支援 (〇〇単位) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)	

7 通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注																		
		2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションを行う場合	利用者の数 が利用定員 を超える場合	医師：理学療法士：作業療法士：言語療法士：保健師：看護師：薬剤師：その他が常勤に属している場合 又は	6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話をを行う場合	食事提供体制を確保している事業所において、食事の提供を行うこととなっている場合	利用者に対して送迎を行う場合	入浴介助を行った場合、当該基準の区分に従い加算	介護老人保健施設であって、理学療法士、作業療法士が、居室を訪問し、診察、運動機能検査等を行い、通所リハビリ計画の作成等を行った場合	個別リハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションの提供を個別に利用者に行なった場合																
通所リハビリテーション費	通所療養の医療機関の場合	(1) 3時間以上4時間未満	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																
			要介護1・2 (〇〇単位)																							
			要介護3・4・5 (〇〇単位)																							
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100								×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100									
																		要介護1・2 (〇〇単位)								
																		要介護3・4・5 (〇〇単位)								
	(3) 6時間以上8時間未満	要支援 (〇〇単位)																×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	
																										要介護1・2 (〇〇単位)
																										要介護3・4・5 (〇〇単位)
小規模診療所の場合	(1) 3時間以上4時間未満	要支援 (〇〇単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																
																										要介護1・2 (〇〇単位)
																										要介護3・4・5 (〇〇単位)
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100								×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100									
																										要介護1・2 (〇〇単位)
																										要介護3・4・5 (〇〇単位)
	(3) 6時間以上8時間未満	要支援 (〇〇単位)																×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	
																										要介護1・2 (〇〇単位)
																										要介護3・4・5 (〇〇単位)
介護老人保健施設の場合	(1) 3時間以上4時間未満	要支援 (〇〇単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																
																										要介護1・2 (〇〇単位)
																										要介護3・4・5 (〇〇単位)
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100								×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100									
																										要介護1・2 (〇〇単位)
																										要介護3・4・5 (〇〇単位)
	(3) 6時間以上8時間未満	要支援 (〇〇単位)																×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	
																										要介護1・2 (〇〇単位)
																										要介護3・4・5 (〇〇単位)

8 短期入所生活介護費

基本部分		注		注	注		
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の見数が基準に満たない場合 又は	専従の機能訓練指導員を配置している場合	利用者に対して送迎を行う場合	
単独型短期入所生活介護費	(1)単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) <3.1>	要支援 (〇〇単位)					
		要介護1 (〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇単位)					
	(2)単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) <3.5:1>	要介護3 (〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇単位)					
		要介護5 (〇〇単位)					
	(3)単独型短期入所生活介護費(Ⅲ) <4.1:1>	要支援 (〇〇単位)					×〇〇/100
		要介護1 (〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇単位)					
併設型短期入所生活介護費	(1)併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) <3.1>	要介護3 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	片道につき +〇〇単位	
		要介護4 (〇〇単位)					
		要介護5 (〇〇単位)					
	(2)併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) <3.5:1>	要支援 (〇〇単位)					
		要介護1 (〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇単位)					
	(3)併設型短期入所生活介護費(Ⅲ) <4.1:1>	要介護3 (〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇単位)					
		要介護5 (〇〇単位)					
単独型小規模生活単位型短期入所生活介護費		要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100				
		要介護1 (〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇単位)					
併設型小規模生活単位型短期入所生活介護費		要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100				
		要介護1 (〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇単位)					

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注			注	注	注
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	医師、理学療法士・作業療法士の員数が基準を満たさない場合 又は	リハビリ体制(理学療法士等の配置)が強化された個別リハビリテーション計画に基づきリハビリテーションを行う体制がある場合	痴呆専門棟加算(特)に問題行動の著しい痴呆性老人の場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) (3.1)	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	片道につき +〇〇単位
		要介護1 (〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇単位)					
		要介護5 (〇〇単位)					
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) (3.8.1)	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	片道につき +〇〇単位
		要介護1 (〇〇単位)					
		要介護2 (〇〇単位)					
		要介護3 (〇〇単位)					
		要介護4 (〇〇単位)					
		要介護5 (〇〇単位)					

(2) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定)
	(二) 特定治療

緊急時治療管理と特定治療は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注						注	注	注	注
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に80/100を乗じて得た数未満である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) (3.1)	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	-〇〇単位	療養病床療養環境減算(Ⅰ) -〇〇単位	-〇〇単位	夜間勤務等加算(Ⅰ) +〇〇単位	片道につき +〇〇単位	
		要介護1 (〇〇単位)									
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) (3.1)	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	-〇〇単位	療養病床療養環境減算(Ⅱ) -〇〇単位	-〇〇単位	夜間勤務等加算(Ⅱ) +〇〇単位	片道につき +〇〇単位	
		要介護1 (〇〇単位)									
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ) (3.1)	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	-〇〇単位	療養病床療養環境減算(Ⅲ) -〇〇単位	-〇〇単位	夜間勤務等加算(Ⅲ) +〇〇単位	片道につき +〇〇単位	
		要介護1 (〇〇単位)									
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									

(2) 特定診療費

人員配置区分の変更：
 現行の I型 → 廃止
 II型 → I型
 III型 → II型
 IV型 → III型

夜間勤務条件基準加算区分の変更：
 現行の I型 → I型
 II型 → II型
 III型 → 廃止
 IV型 → III型

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注		
(1)診療所療養病床短期入所療養介護費	(一)診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<8:1>	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ) -〇〇単位	利用者に対して送迎を行う場合	
		要介護1 (〇〇単位)				
		要介護2 (〇〇単位)				
		要介護3 (〇〇単位)				
		要介護4 (〇〇単位)				
	(二)診療所療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	要支援 (〇〇単位)				診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ) -〇〇単位
		要介護1 (〇〇単位)				
		要介護2 (〇〇単位)				
		要介護3 (〇〇単位)				
		要介護4 (〇〇単位)				
(2) 特定診療費						

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ニ 老人性痴呆疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注					注	
(1)痴呆疾患型短期入所療養介護費	(一)痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	所在地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	利用者に対して送迎を行う場合
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
	(二)痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	要支援 (〇〇単位)		-〇〇単位				
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
	(三)痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	要支援 (〇〇単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100		
		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
(2) 特定診療費								

削除事項：痴呆疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)を削除。

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注
基準適合診療所短期入所療養介護費	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	利用者に対して送迎を行う場合
	要介護1 (〇〇単位)		
	要介護2 (〇〇単位)		
	要介護3 (〇〇単位)		
	要介護4 (〇〇単位)		
	要介護5 (〇〇単位)		

10 痴呆対応型共同生活介護費

基本部分		注		注
		利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	夜間ケア加算
イ 痴呆対応型共同生活介護費	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位
	要介護2 (〇〇単位)			
	要介護3 (〇〇単位)			
	要介護4 (〇〇単位)			
	要介護5 (〇〇単位)			
ロ 初期加算 (1日につき、+〇〇単位)				

11 特定施設入所者生活介護費

基本部分		注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合
特定施設入所者生活介護費	要支援 (〇〇単位)	×〇〇/100	+〇〇単位
	要介護1 (〇〇単位)		
	要介護2 (〇〇単位)		
	要介護3 (〇〇単位)		
	要介護4 (〇〇単位)		
	要介護5 (〇〇単位)		

12 福祉用具貸与費

基本部分		注
		特別地域福祉用具貸与加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の〇〇/100を限度)
	車いす付属品	
	特殊寝台	
	特殊寝台付属品	
	じよく座予防用具	
	体位変換器	
	手すり	
	スロープ	
	歩行器	
	歩行補助つえ	
	痴呆性老人徘徊感知機器	
	移動用リフト	

特別地域福祉用具貸与加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分	注 運営基準計算	注 特別地域居宅介護支援 加算	注 4種類以上のサービスを 組み合わせている場合
居宅介護支援費 (1月につき○○単位)	×○○/100	+○○/100	+○○単位

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス

基本部分				注				注	注	注	注
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	専従の機能訓練指導員を配置している場合	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による復健指導が月2回以上行われている場合	専従の障害者生活支援員を配置している場合
介護福祉施設サービス費	(1)介護福祉施設サービス費	(一)介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100				
			要介護2 (〇〇単位)								
		(二)介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護3 (〇〇単位)								
			要介護4 (〇〇単位)								
			要介護5 (〇〇単位)								
			要介護1 (〇〇単位)								
	(三)介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
	(2)小規模介護福祉施設サービス費	(一)小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護4 (〇〇単位)								
			要介護5 (〇〇単位)								
			要介護1 (〇〇単位)								
		(二)小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護2 (〇〇単位)								
要介護3 (〇〇単位)											
要介護4 (〇〇単位)											
(三)小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護5 (〇〇単位)										
	要介護1 (〇〇単位)										
	要介護2 (〇〇単位)										
旧措置入所者介護福祉施設サービス費(平成17年3月31日まで適用)	(1)旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位
			要介護2・3 (〇〇単位)								
		(二)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護4・5 (〇〇単位)								
			要介護以外・1 (〇〇単位)								
			要介護2・3 (〇〇単位)								
			要介護4・5 (〇〇単位)								
	(三)旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)									
		要介護2・3 (〇〇単位)									
	(2)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(一)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)								
			要介護2・3 (〇〇単位)								
			要介護4・5 (〇〇単位)								
		(二)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)<3.5.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)								
要介護2・3 (〇〇単位)											
要介護4・5 (〇〇単位)											
(三)小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)<4.1.1>	要介護以外・1 (〇〇単位)										
	要介護2・3 (〇〇単位)										
	要介護4・5 (〇〇単位)										
小規模生活単位型介護福祉施設サービス費	(1)小規模生活単位型介護福祉施設サービス費	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100					
		要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
	(2)小規模生活単位型介護福祉施設サービス費	要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
		要介護1 (〇〇単位)									
小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	(1)小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	要介護2 (〇〇単位)									
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4・5 (〇〇単位)									
	(2)小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	要介護以外・1 (〇〇単位)									
		要介護2・3 (〇〇単位)									
		要介護4・5 (〇〇単位)									
小規模生活単位型入所者の居宅費の算定				小規模生活単位型入所者について、居室の標準負担額に応じて、1日につき〇〇単位又は〇〇単位を算定							
外泊時費用				入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定							
初期加算 (1日につき +〇〇単位)											
退所時等相談援助加算				(1)退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に〇〇単位を算定) (2)退所時相談援助加算 (〇〇単位) (3)退所前連携加算 (〇〇単位)							
				注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行う、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合							

2 介護保健施設サービス

基本部分			注				注	注	
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合			入所者の数が入所定員を超える場合	介護・介護職員の数又は	介護・介護職員の数又は	医師、理学療法士・作業療法士又は介護支援専門員の数又は	リハビリ体制(理学療法士等の配置)が確保され、個別リハビリテーション(個別に実施するリハビリテーション)を行なう体制にある場合	痴呆専門棟加算(特に問題行動の著しい痴呆性老人の場合)	
イ 介護保健施設サービス費	(1)介護保健施設サービス費(Ⅰ)<3.1>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+ 〇〇単位	+ 〇〇単位	
		要介護2 (〇〇単位)							
		要介護3 (〇〇単位)							
		要介護4 (〇〇単位)							
		要介護5 (〇〇単位)							
		要介護6 (〇〇単位)							
	(2)介護保健施設サービス費(Ⅱ)<3.6:1>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+ 〇〇単位	+ 〇〇単位	
		要介護2 (〇〇単位)							
		要介護3 (〇〇単位)							
		要介護4 (〇〇単位)							
		要介護5 (〇〇単位)							
		要介護6 (〇〇単位)							
注 外泊時費用			入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定						
□ 初期加算 (1日につき +〇〇単位)									
ハ 退所時指導等加算	(1)退所時等指導加算	(一)退所前後訪問指導加算(入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に、〇〇単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の看護上の指導を行った場合					注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合	
		(二)退所時指導加算 (〇〇単位)							
		(三)退所時情報提供加算 (〇〇単位)							
		(四)退所前連携加算 (〇〇単位)							
(2)老人訪問看護指示加算(入所者1人につき1回を限度として〇〇単位を算定)			注 居室介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合						
ニ 緊急時施設療養費	(1)緊急時治療管理(1月に1回3日を限度に、1日につき〇〇単位を算定)								
	(2)特定治療								

3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注							注	注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入居患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出したもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	
(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(上) 看護(6.1)介護(6.2)	要介護1(〇〇単位)										
		要介護2(〇〇単位)										
		要介護3(〇〇単位)										
		要介護4(〇〇単位)										
		要介護5(〇〇単位)										
		要介護1(〇〇単位)	-〇〇単位	×〇〇/100								
		要介護2(〇〇単位)										
		要介護3(〇〇単位)										
		要介護4(〇〇単位)										
		要介護5(〇〇単位)										
		要介護1(〇〇単位)										
		要介護2(〇〇単位)										
		要介護3(〇〇単位)										
		要介護4(〇〇単位)										
		要介護5(〇〇単位)										
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定										
注 他科同時時費用		入院患者に対して、専門科の診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定										
(2) 初期加算 (1日につき +〇〇単位)												
(3) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導等加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合									
		b 退院時指導加算 (〇〇単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合									
		c 退院時情報提供加算 (〇〇単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前からの連携し、情報提供とサービス調整を行った場合									
		d 退院前連携加算 (〇〇単位)										
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位を算定)											
(4) 特定診療費												

人員配置区分の変更：
 現行の I型 → 廃止
 II型 → I型
 III型 → II型
 IV型 → III型

夜間勤務条件基準加算区分の変更：
 現行の I型 → I型
 II型 → II型
 III型 → 廃止
 IV型 → III型

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		
(1)診療所型介護療養施設サービス費	(一)診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	要介護1 (〇〇単位)
		要介護2 (〇〇単位)
		要介護3 (〇〇単位)
		要介護4 (〇〇単位)
		要介護5 (〇〇単位)
	(二)診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	要介護1 (〇〇単位)
		要介護2 (〇〇単位)
		要介護3 (〇〇単位)
		要介護4 (〇〇単位)
		要介護5 (〇〇単位)
注 外泊時費用		
注 他科受診時費用		
(2) 初期加算 (1日につき +〇〇単位)		
(3) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導等加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を相算加算)
		b 退院時指導加算 (〇〇単位)
		c 退院時情報提供加算 (〇〇単位)
		d 退院前連携加算 (〇〇単位)
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位算定)	
(4) 特定診療費		

注
入院患者の数が入院患者の定員を超える場合

×〇〇/100

注
施設基準の区分による療養環境減算

診療所療養病床療養環境減算(Ⅰ)
-〇〇単位

診療所療養病床療養環境減算(Ⅱ)
-〇〇単位

入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定

入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定

注
入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

注
退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

注
居宅介護支援事業所と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注										
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員員数の20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の60/100を乗じて得た数未満である場合					
(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費	(一) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100		×〇〇/100	—〇〇単位						
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
	(二) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1> 介護<6:1>	要介護1 (〇〇単位)						×〇〇/100		×〇〇/100	—〇〇単位	
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)										
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)										
	(三) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	要介護1 (〇〇単位)						×〇〇/100		×〇〇/100	—〇〇単位	
		要介護2 (〇〇単位)										
		要介護3 (〇〇単位)	×〇〇/100		×〇〇/100							
		要介護4 (〇〇単位)										
		要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100		×〇〇/100							
		要介護6 (〇〇単位)										

注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定

(2) 初期加算 (1日につき +〇〇単位)				
(3) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合	
		b 退院時指導加算 (〇〇単位)		
		c 退院時情報提供加算 (〇〇単位)		注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		d 退院前連携加算 (〇〇単位)		注 居宅介護支援事業者と退院前より連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位算定)		
(4) 特定診療費				

削除事項：痴呆疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)を削除。

4 食事の提供に要する費用の額

基本部分		
基本食事サービス費 (1日につき 〇〇円)	注 食事の提供が管理栄養士でなく、栄養士によって管理されている場合、 適時・適量の食事の提供が行われていない場合	
	-〇〇円	
	注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていない場合 等	-〇〇円
		注 特別食を提供した場合 +〇〇円